



大型開発推進・府民サービス切り捨てる 橋下「維新プログラム」は撤回を

WTC購入予算可決 しかし、付帯決議も

2010年の2月府議会は3月24日に閉会しました。府職労はこの2月府議会でWTCビル購入の予算が現年化されることから、WTCビル購入・移転を中止し、その費用を福祉・教育にまわすべきとの立場で

府職員アンケートで第2庁舎構想・移転反対が8割

WTC購入・第2庁舎化については橋下知事がWTCへの庁舎移転を提案する際に「府庁舎は（府庁周辺に）分散して分かりにくい」と説明していました

府民宣伝や府議会議員要請・会派要請を行ってきました。また、緊急での取り組みとして「府庁移転・第2庁舎構想に関する緊急・職員アンケート」を実施しました。

5月議会に向け 引き続き取り組み強化

この2月府議会ではWTCに関して、第1号議案の予算案については移転に関する177億円を削減する日本共産党から修正案がだされましたが、修正案は否決され、予算案は可決しました。しかし、総務常任委員会では「府庁舎整備事業費」及び「仮称）咲洲庁舎移転事業費」について、付帯決議がつけました。その内容は、いまだ「庁舎の位置を定める条例」が定められていない現状に鑑み、知事及び執行機関はこの事業の執行について左記のように留意するよう求めるとしています。

<府議会総務常任委員会での付帯決議>

1. 大阪ワールドトレードセンタービルディングについては、咲洲地区の活性化の中核となるよう、府市連携の拠点機能、経済活動機能の付加という観点を踏まえた活用方を検討すること。
2. 大手前庁舎等から大阪ワールドトレードセンタービルディングへの部局等の移転にあたっては、その理由、スケジュール等について事前に府議会と十分な協議をすること。
3. コスモスクエア駅から大阪ワールドトレードセンタービルディングまで整備することになっているペDESTリアンデッキに関しては、東ルート、西ルートともに、大阪市に対し、民間事業者と協議を進めて完成まで含めた計画を早急に取りまとめよう求めること。また咲洲トンネルの無料化についても、具体化すること。そして、それらの結果を府議会に対し、説明すること。

リフレッシュ休暇の経過措置について細部協議

昨年未提案された、特勤・特休の改善について、全国からの支援を背景に、職場からの粘り強いたたかいによって、生理、妊娠障害休暇の存続、夏期休暇の日数削減を許しませんでした。リフレッシュ休暇については廃止となりましたが、既に付与された職員について経過措置を引き出しました。

経過措置で救われない職員に配慮を要求

府職労は、経過措置について、既に付与されたものについて、その規定で取得することは当然の措置とし、派遣から派遣への人事異動が発令された場合、取得できなくなるケースがあると指摘しました。

今回その詳細について当局は、取得可能となった日（基準日4月1日）から2年を経過する日まで取得可能とするともに、出向派遣その他休業により、取得できない職員については、平成26年3月31日までの間



おおさか社会フォーラム

もう一つの世界は可能だ

3月21日〜22日、「おおさか社会フォーラム」が開かれました。21日は、全体会を北区民ホールで開き、2日目はエルおおさかでワークショップや展示、映画上映など様々な催しがありました。「もう一つの世界は可能だ」をテーマに、平和、子ども、若者、



更しませんでした。府職労は、あらためて、派遣先での取得も含め配慮が必要であり、派遣先に要請するよう求めるとともに、3月末までで廃止された特別休暇について、期間を超える申請を不承認や取り消すことは問題と撤回を求めました。が、応じませんでした。

『リフレッシュ休暇(勤続10・20・30年)』の経過措置について

制度廃止日の前日（平成22年3月31日）までに当該休暇を付与することができることとなっている職員に付与できる期間については、平成26年3月31日までの間は、なお従前の例によります。

週休日等を除く5日以内で必要を認める期間
取得可能期間

- ・取得可能となった日（基準日4月1日）から2年を経過する日まで
- ・派遣等のためこの期間内に与えがたい職員にあっては、派遣等の期間を除き、基準日から2年を経過する日までの期間。（派遣先等で同様の休暇を与えられた場合は除く）

